

あなたは大丈夫!?! 悪質な手口に注意!

消費・生活に関するトラブルが後を絶ちませんが、皆さんは大丈夫ですか？
 合志市は、県下でも非常に相談件数が高くなっています。
 自分は大丈夫だと思っても、突然トラブルは襲ってきます。
 万が一、トラブルに遭遇したときの為に、市役所に消費者相談窓口が開設されました。
困ったときは迷わず消費者相談窓口へ

電話勧誘から、訪問販売へ発展するケース



50万円の掃除機契約

相手はプロです。家に入れた時点で間違えるのは難しいのです!!!!



不審を感じたら、家族や相談機関へ早めに相談しましょう。

賃貸マンションの敷金を返して

マンションから引越したのだが、いまだに敷金を返してもらえない。それどころか、原状回復の請求をされた。



原状回復ってなに〜???
 退去時に、部屋を入居時状態に戻すことです。しかし、自然損耗分まで完全に戻す必要はなく、通常の使用により損耗したクロス、畳などは原状回復に含まれません。プロのハウスクリーニングも貸主の負担とするのが一般的です。ただし、故意過失により生じた破損などは原状回復の義務があります。

※入居時と退去時の状態を写真に撮るなどしておきましょう。
 ※契約書の内容を確認し、不利な特約は話し合いで決めましょう。

着メロサイトが突然アダルトサイトに変わり登録料3万円



住所と名前がわからなければ訴状は送達できず、裁判は起こせません。
 携帯電話の番号・メールアドレス、個別識別番号などの情報だけでは無理なのです。
 住所・名前を決して相手に知らせないようにしましょう。

消費者相談窓口

～悪質商法「困ったときは迷わず相談を」～

月・水・金 午前10時～午後3時(祝日除く)
相談方法 電話・来訪など ☎248-1112
場所 市役所 合志庁舎 総務課内 消費者相談室

相談が多い商品・サービス	相談が多い販売方法・手口
1位 電話などの有料情報提供サービス	1位 携帯電話・パソコンなどによる手口
2位 サラ金・クレジットなど	2位 訪問販売
3位 商品一般	3位 電話勧誘販売
4位 賃貸アパート・借家など	